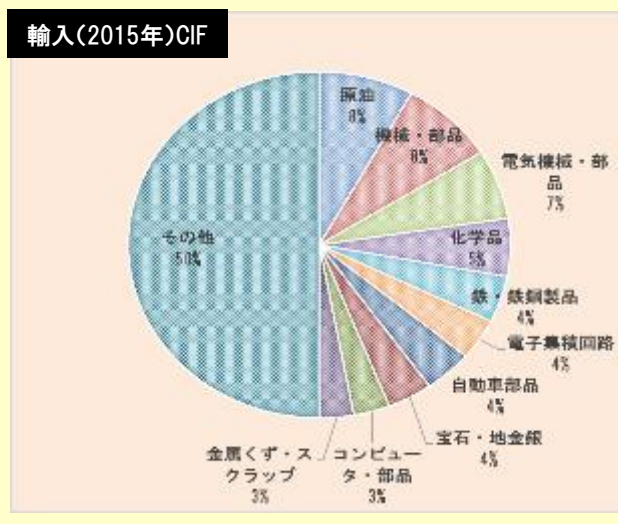
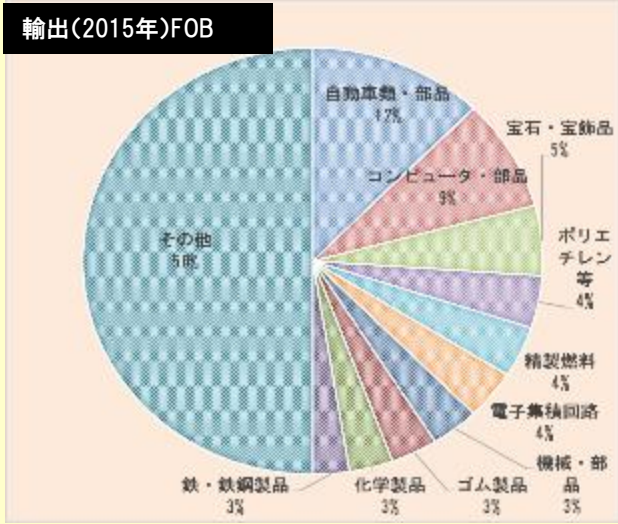


中小機構CEO商談会活用マニュアル【タイ国 販路開拓 編】

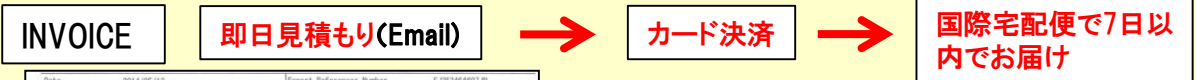
① タイの品目別輸出入...

2015年の統計では輸出が2,144億ドル、輸入は2,027億ドルで、ともに前年より減少した。一方、盤谷会議所(JCC)2017年上期「日系企業景気動向調査」では、2016年下期から2017年上期は改善し、下期も継続改善の見通しである。



出所:タイ商務省

② タイへ輸出する際、小物・サンプルならここからスタートできます!



Data: 2014/05/13		Export Reference Number: EJ03464607JP			
Shipper/Exporter Company Name: 輸出者 Address: 輸出者 Country: JAPAN		Consignee Company Name: 輸入者 Address: 輸入者 Country: USA			
Terms of Sale (Incoterms): CIF		Company Name: Same as Consignee			
Country of Origin of Goods: JAPAN		Address: 輸入者と同じ			
Country of Ultimate Destination: USA		Phone: 輸入者と同じ			
Description of Goods	Quantity	Unit of Measurement	Unit Value	Currency	Total Value
具体的な商品名・型式等 運賃、運送保険、梱包費	1	pcs	3,000	JPY	3,000
Sub Total				238,200	
Grand Total				238,200	
銀行名・支店名・口座番号・住所など		輸出者サイン		Date: 2014/05/13	

【WEB+国際宅配便+カード決済】

配送エリアやサービス条件、お客様のご意向などにより、ご賢察ください。

国際宅配便【一例】

EMS Express Mail Service <http://www.post.japanpost.jp/int/ems/>

YAMATO GLOBAL LOGISTICS JAPAN CO., LTD. <http://www.y-logi.com/>

DHL <http://www.dhl.co.jp/>

配送状況を確認できる追跡サービスや付保できる損害賠償制度がありますので、ご確認ください。

EMSの場合: **サイズ・重量制限**は、長さ:1.5Mまで、長さ+胴回り=3mまで。 **最大重量**は30kg迄です。

タイ国内全域の場合
 価格の目安: 5kgで6,300円、10kgで10,500円、30kgで26,500円
 日数の目安: 3日
 海外に現地法人を設立することなく、日本国内法人と決済代行業者との契約のみで外貨建ての**クレジットカード決済**の導入ができます。一般に、決済できる金額は1契約100万円迄です。

決済代行【一例】

PayPal <http://www.paypal.jp>

J-PAYMENT <http://www.j-payment.co.jp/>

ZEUS Credit Payment Service <http://www.cardservice.co.jp/>

veritrans <http://www.veritrans.co.jp/>

【チャージバック】のリスク(クレジット決済における「代金の強制差し戻し」のこと)

よくある理由は①商品が買い手の予想したものと異なる、②商品が届かない、などのようです。回避策として、①チャージバックの対応策に実績のある決済代行業者を選択、②保険付保、③商品を詳しく説明し写真も掲載、④支払いを実行した国と発送先の国が異なる場合は要注意、⑤買い手に最新情報を伝達(トラッキング番号や配送予定日)など、にご留意ください。

(注)法律・政令の解釈・運用は日々変更があり、実際に進出を調査・検討される際は、必ず最新法律・政令の原典を確認ください。

輸出する、まずその前の確認事項は、

(なお契約関係の知識は、下記 ③ お役に立つWEBサイト【貿易実務の知識】をご一読ください)

【輸入規制品目】

- 【輸入禁止品目】**
1. 他人の商標権を侵害する製品
 2. 偽ブランド名製品
 3. ゲーム機
 4. モーターバイクの中古エンジン(50cc未満)、部品および備品
 5. CFCが使われた冷蔵・冷凍庫
 6. 中古タイヤ
 7. ターク県およびカンチャナブリ県境を通過するチーク、丸太およびチーク製品
 8. 陶器のコンテナ、銀で表面加工されたコンテナ
 9. 中古車または中古のモーターバイク
 10. パラク(水たばこ)/電子パラク/電子たばこ

- 【輸入許可必要品目】**
- (1) 薬品および製薬製品
 - (2) クレプトロール化合物
 - (3) アルブテロールおよびサルブタモール
 - (4) 石碑用または建築用の石の一部
 - (5) 中古車
 - (6) 中古バイク
 - (7) 中古の輸送用自動車(30人以上の乗客用)
 - (8) 中古ディーゼルエンジン
 - (9) 金
 - (10) コイン
 - (11) 骨董品
 - (12) 違法コピー品製造用機械
 - (13) 凹版印刷機およびカラーコピー機
 - (14) プラスティックのくず
 - (15) チェーンソー
 - (16) 魚粉(60%未満のタンパク質含有量の魚肉)
 - (17) カフェイン
 - (18) 過マンガン酸カリウム
 - (19) 揮発性亜硝酸アルキル

【タイの輸入関税と付加価値税】

HS番号第84類の機械類(新品、中古を問わず)には、協定税率ベースで0%から30%の関税が課せられ、また原則7%の付加価値税(VAT、課税基準はCIF価格+関税)がかかる。

HSコードとは、「輸出入統計品目番号」、「関税番号」、「税番」のこと。税関で輸入申告書に記載する関税額は、関税率に基づいて計算されます。どの品目番号に該当するか、が輸入通関の時点でよく問題になりますので、カタログや契約書、注文書などを用意しておくことをお勧めする。
[【www.customs.go.jp/yokohama/toukei/boueki/data/2010-2.pdf】](http://www.customs.go.jp/yokohama/toukei/boueki/data/2010-2.pdf)

【IT製品の関税撤廃】へ

タイ工業省は、IT製品201品目の関税引き下げおよび撤廃を2016年7月1日より実施している。201品目の主な内容は、
 ・GPS受信機器
 ・液晶パネル用の偏光材料製のシート
 ・半導体ウエハー製造装置
 ・CTやMRIなどの医療機器、等々
 2015年12月に約50カ国・地域が合意した**世界貿易機関(WTO)の情報技術協定の品目拡大に基づく措置で、2019年7月1日までへの関税撤廃**を目指している。

【タイの知的財産権】

【商標】出願日から10年間の保護。2016年2月末に改正法案可決を発表。マドリッド協定への加盟、音の商標の認可等を含むものとなっている。このほか知的財産に関する情報は、下記をご参照。
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip.html>
【特許】特許は出願日から20年間。審査請求期限は出願公開日から5年。同じく小特許(実用新案)は6年間(2年おきに2回まで更新可)。小特許の審査請求制度はなし。工業意匠は10年間。参考文献:展示会の落とし穴 近畿経済産業局発行 <http://www.kansai.meti.go.jp/2kokuji/chizai/2013/tenzikainootoshiana.html>

その他輸入規制は下記をご参照ください。
 出所: JETRO http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/trade_02.html#block2

【タイのPL法】

【責任者の範囲】製造者、製造発注者、輸入者が連帯して責任を負う。
【損害賠償の範囲】製造者などが悪質であった場合、裁判所は実際の損害額の2倍までの損害賠償を命ずることができる。
[【www.jetro.go.jp/world/asia/th/qa/01/04A-A21269】](http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/qa/01/04A-A21269)

その他タイ版PL法に関する解説は下記をご参照ください。出所: JETRO https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/business/pdf/law_001.pdf

【経済連携協定EPAの知識】



note EPAを使うと、これだけコスト削減になります!

EPAを利用して日本からタイに1台15万円の自転車を100台輸出したと仮定します。

①EPAを利用しない場合の関税 ... 15(万円) × 100(台) × 関税率30% = 450万円

②EPAを利用した場合の関税 ... 15(万円) × 100(台) × 関税率 0% = 0円

⇒ EPAを利用すると、450万円の関税が免除されます!

出所: 経産省 http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/pdf/common/pamphlet_japanese.pdf

③ お役に立つWEBサイト

【輸出申請が必要な貨物の申請方法】
 安全保障貿易管理 <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/apply01.html>

【知的財産権】
 www.inpit.go.jp/katsu/yo/gippd/index.html

【通関業者をお探しの方へ】
 日本通関業連合会 Japan Customs Brokers Association <http://tsukangyo.or.jp/search/>

【貿易実務の知識】
<http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/virtual/index.html> **【経済連携協定EPAの知識】**

【中小企業海外PL保険制度】
 日本商工会議所 The Japan Chamber of Commerce and Industry <http://www.jcci.or.jp/hoken/plkaigai.html>
【海外展開をサポートする企業をお探しの方へ】
 中小企業ワールドビジネスサポート <https://swbs.smrj.go.jp/>

(注):当商談会マニュアルは2017年8月末現在のもので、情報の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なってください。参考文献や検索結果の利用に関連して万一損害やトラブルが生じたとしても中小機構は責任を負いません。また、複製・転載を禁じます。